

## 高知県へき地勤務医師研修費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県へき地勤務医師研修費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象)

第2条 県は、過疎地の公的医療機関に勤務する医師の確保と定着に資することを目的とし、高知県へき地医療協議会（以下「補助事業者」という。）が実施する研修事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費等)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費、補助率、補助限度額は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助する。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式とし、1部を知事に提出するものとする。

### (補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）及び中止又は廃止をする場合は、事前に別記第2号様式の変更承認申請書を提出して知事の承認を受けること。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (3) 事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

### (情報の開示)

第6条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求があった場合には、条例第6条に規定する非公開項目以外の項目は、原則として開示する。

### (概算払)

第7条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算請求をしようとするときは、別記第3号様式の請求書によらなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式とし、事業完了後1ヶ月以内、第5条第1号の規定により事業の中止・廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受領した日から1ヶ月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日まで、なお、これにより難しい場合は、翌年度4月10日までに1部を知事に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(2) 補助事業者がこの交付要綱の規定に違反したとき。

(3) 交付すべき金額が確定した場合において、既にそれを超える補助金が交付されているとき。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第5条第2号及び第6条の規定は同日以降もその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

1 種目	2 対象経費	3 補助率	4 補助限度額
後期研修等	市町村が負担する後期研修及び義務年限終了後の研修にかかる医師の給与等の経費に対して高知県へき地医療協議会が補助する額	3分の1	一人当たり 4,250千円
医学生現地実習	医学生現地実習にかかる旅費の経費に対して高知県へき地医療協議会が支出する額	2分の1	一人当たり 37,100円

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日  
号

高知県知事 様

事務所の所在地  
団体の名称  
代表者の職名  
氏名  
生年月日

令和 年度高知県へき地勤務医師研修費補助金交付申請書  
高知県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、令和 年度高知県へき地勤務医師  
研修費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額  
金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 添付書類
  - (1) へき地勤務医師研修費所要額調 (別紙1)
  - (2) へき地勤務医師研修費補助金計算表 (別紙3)
  - (3) 歳入歳出予算書抄本
  - (4) その他参考となる書類

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

令和 年度高知県へき地勤務医師研修費補助金  
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けたうえの事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県へき地勤務医師研修費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由及びその内容
- 2 変更補助金額
- 3 添付書類（変更内容を明らかにするもの）

第3号様式（第7条関係）

概算請求書

金 円

上記令和 年度へき地勤務医師研修費補助金（決定通知番号 第 号）を下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円  
既 交 付 額 円  
今 回 請 求 額 円

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

氏 名

金融機関	預金種別	口座番号	口座名義人

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

令和 年度高知県へき地勤務医師研修事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定のあったうえの事業が完了したので、高知県へき地勤務医師研修費補助金交付要綱第8条の規定によりその実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助精算額

金 円

2 へき地勤務医師研修費精算額調（別紙2）

3 歳入歳出決算書抄本

4 その他参考となる書類



別紙 1

へ き 地 勤 務 医 師 研 修 費 所 要 額 調

研 修 名	研修実施者氏名 (所属市町村)	対象経費の 支出予定額 (A)	補助基本額 (B)	補助金所要額 (C)	補助上限額 (D)	補助金所要額 (E)
		円	円	円	円	円
計						

(記入上の注意)

- 「補助金所要額(C)」の欄は、「補助基本額(B)」の額に補助率を乗じ、1,000円未満の金額を切り捨てて記入すること。
- 「補助金所要額(E)」の欄は、「補助金所要額(C)」の欄と「補助上限額(D)」の欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙 2

へ き 地 勤 務 医 師 研 修 費 精 算 額 調

研 修 名	研修実施者氏名 (所属市町村)	対象経費の 支出済額 (A)	補助基本額 (B)	補助金所要額 (C)	補助上限額 (D)	補助金所要額 (E)	補助金交付 決定額 (F)	差引過不足額 (F) - (E) = (G)
		円	円	円	円	円	円	円
計								

(記入上の注意)

- 「補助金所要額(C)」の欄は、「補助基本額(B)」の額に補助率を乗じ、1,000円未満の金額を切り捨てて記入すること。
- 「補助金所要額(E)」の欄は、「補助金所要額(C)」の欄と「補助上限額(D)」の欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙 3

へき地勤務医師研修費補助金計算書

1 所要額明細書

研修医師氏名 ( )

区 分	支 出 予 定 額	摘 要 (支出予定額の算出基礎を記載すること)
1 給 料 2 給 料 調 整 額 3 差 額 給 料 4 扶 養 手 当 5 通 勤 手 当 6 初 任 給 調 整 手 当 7 特 殊 勤 務 手 当 8 住 居 手 当 9 調 整 手 当 1 0 期 末 手 当 1 1 勤 勉 手 当 1 2 研 修 手 当	円	
小 計		
1 3 共 済 費 1 4 共 済 事 務 費		
小 計		
合 計		

2 市町村負担額計算書

総 額(a)

県 補 助 金(b)

市町村相互負担額(c)

市町村名	医師数 (d)	均等割額 (e)	医師数割額 (f)	市町村負担額 (g)
		円	円	円

注1 総額の3分の1を市町村数で除し、均等割額とする。

$$(a) \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{(\text{医師配置市町村数})} = (e)$$

2 総額の3分の2から県補助金額を減じ、その残額を市町村医師数に応じ負担する。

$$(a) \times \frac{2}{3} - (b) \times \frac{1}{(\text{市町村医師数})} \times (d) = (f)$$

3 医師数には義務年限修了者は含み、後期研修者及び義務年限終了の研修者は含まない。